二　地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。
三　社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭の講習に関すること。
四　独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第三十二条中「十課」を「九課」に、「国際教育課」を「情報教育・外国語教育課」に改め、「教職員課」を削る。

第三十三条第五号を削り、同条第六号中「生涯学習政策局並びに他課」を「総合教育政策局並びに他課及び参事官」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「及び中等教育学校」及び「並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるもの」を削り、「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とする。

第三十四条第二号中「給与」を「任免、給与その他の身分取扱い」に、「その」を「これらの制度の」に改め、「こと」の下に「（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十一号中「学校保健」及び「、学校給食」を削り、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「並びに生涯学習政策局」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

第三十五条第一号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「生涯学習政策局並びに他課」を「総合教育政策局並びに他課及び参事官」に改める。

第三十六条第一号中「、」を「及び」並びに」に改め、「並びに中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（以下この条において単に「産業教育」という。）の振興」を削り、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、「及び国際教育課」を削り、同条第三号から第六号までを削り、同条第七号中「、産業教育」を削り、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、「及び国際教育課」を削り、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、「及び国際教育課」を削り、同号を同条第四号とし、同条第九号を削る。

第三十七条第二号中「特別支援教育課、健康教育・食育課及び参事官」を「総合教育政策局及び他課」に改め、同条第三号中「こと（」の下に「総合教育政策局並びに」を加え、同条第四号、第六号及び第七号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加える。

第三十八条第一号中「特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に係るもの並びに」を「総合教育政策局並びに財務課及び」に改め、同条第三号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加え、同条第四号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第五号及び第六号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加える。

第三十九条を次のように改める。

（情報教育・外国語教育課の所掌事務）

第三十九条　情報教育・外国語教育課は、次に掲げる事務（第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事務にあっては、特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園における情報教育（第三号、第七号及び第八号において単に「情報教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育（以下この条において単に「外国語教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三　情報教育及び外国語教育の基準（外国語教育の教材に係るものを除く。）の設定に関すること。

四　視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

五　学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

六　中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における情報教育の振興に関する援助及び助言に関すること。

七　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八　教育関係職員その他の関係者に対し、情報教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第四十一条第二号中「、学校安全」を「及び」に改め、「及び災害共済給付」を削り、同条第四号を削る。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

（参事官の職務）

第四十二条　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高等学校及び中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　高等学校及び中等教育学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

三　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次号において同じ。）における定時制教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

四　高等学校における通信教育に関すること（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五　中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（以下この条において単に「産業教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

六　産業教育のための補助に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

七　産業教育の基準（教材に係るものを除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

八　私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること。

九　中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（安全教育に係るもの並びに健康教育・食育課及び情報教育・外国語教育課の所掌に属するものを除く。）。

十　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。